

若者に対する消費者教育の推進業務 に係る企画提案書作成のための仕様書

1 業務の名称

若者に対する消費者教育の推進業務

2 事業の目的

本県においては、年間約 8 千件の消費者トラブルに関する相談が県内消費生活相談窓口へ寄せられている。県消費生活センターに寄せられた相談約 5 千件の内、約 10%が 20 歳代以下の若者が契約当事者となっている。^{※1}このように、成年年齢引下げや急速な社会のデジタル化に伴い、社会経験の乏しい若年者を狙った消費者被害があり、その拡大が懸念されている。

そのため、和歌山県内の若者（高校生～29 歳）を消費者被害から守るためには、消費者被害事例や契約に関する知識及び消費者ホットライン 188 の更なる周知が必要であり、本業務を実施する。

本事業は、県においても消費者被害や消費者ホットライン 188 に関する啓発を実施してきたが、消費者庁調査による被害にあった人の内、約 1/4 はどこにも相談しなかったという結果^{※2}を踏まえ、学校だけでなく、学校以外の場においても効果的に広報を行い、より多くの住民に対して広報する必要であるため、企画提案コンペティションにより事業者を選定する。

なお、本コンペティションは和歌山県議会令和 7 年 2 月定例会において、令和 7 年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更する場合がある。

※1 令和 5 年度和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談の概要

<http://www.wcac.jp/info/files/R5gaiyou.pdf>

※2 令和 6 年度第 5 回消費生活意識調査結果について

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research_cms201_2_50206_01.pdf

3 業務内容

和歌山県内の若者（高校生～29 歳）に対して、各世代に応じた消費者被害事例や契約に関する知識及び消費者ホットライン 188 を普及するための啓発を実施する。

（1）高校生～29 歳に対しての効果的な広報

和歌山県内の若者（高校生～29 歳）に対して、消費者ホットライン 188 を普及するための効果的な広報を行う。

＜対象世代＞

①高校生（15～18 歳） ②大学生（18～22 歳） ③社会人（15～29 歳）

＜留意事項＞

- ・過去に実施した広報啓発は以下参考のとおり。
- ・特設サイトの開設等、令和 8 年度以降に経費が必要となるものについては提案不可とする。

- ・複数の広報手段を組み合わせる実施してもよい。
- ・提案の広報を実施するにあたっては、和歌山県作成の教育動画「消費者トラブルにあわないために」（MP4にて提供可）または（3）にて作成するリーフレットを活用してもよい。

【提案】内容、手段、①～③各世代への広報効果、実施期間等の具体的な計画を提案すること。

＜参考：過去（R2～R6）に実施した広報啓発＞

- ・テレビ スポット CM 広告放映 ・新聞への広告掲載 ・動画作成
- ・WEB 広告 ・シンポジウム開催 ・ポスター、リーフレット作成配布

（2）SNS等を活用したインターネット広告

和歌山県内の若者（高校生～29歳）を対象に和歌山県作成の教育動画「消費者トラブルにあわないために」を活用したインターネット広告を実施すること。

＜実施期間＞

（3）のリーフレット配布との相乗効果を期待するため、令和8年1～2月の間には必ず1種以上の広告を実施すること。

＜目標値＞

100万インプレッション以上

＜活用素材＞

消費者教育動画「消費者トラブルにあわないために」

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/d00216060.html>

MP4にてデータを提供予定。

【提案】内容、活用予定メディア、スケジュール等を提案すること。

（3）リーフレットの作成、配布

県内の高等学校（全学年）及び特別支援学校高等部、大学（1年生）を対象としたリーフレット（A3、2つ折り（A4サイズ））の企画・作成を行う。また、作成したデータを印刷の上、別紙1に掲げる各学校に対して、令和8年1月12日～30日の間にそれぞれ納品を行う。

納品の際には、委託者が用意するA4送付状を印刷の上、同封すること。

- ・紙の厚さ…135kg
- ・部数…28,310部（別表1参照）

【提案】内容、構成案等を提案すること。

＜参考：過去の配布物＞

- ・R5～R6 消費者庁「気を付けて！悪質商法」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_011

- ・R3以前 消費者庁「社会への扉—12のクイズで学ぶ自立した消費者—」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010

4 提案項目

以下の内容は必ず提案書に記入すること。

- (i) 企画全体のポイント
- (ii) 3(1)～(3)の提案内容
- (iii) 本事業に類する実施実績(過去3年以内)

5 業務の実施方法

受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで、業務の遂行にあたっては委託者と緊密に連携をとり、円滑な業務の実施に務めること。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の全部再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、委託者の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の1/2未満でなければならない。

(2) 個人情報保護

受託者は、本事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いについて十分留意するとともに、委託者の指示に従うこと。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
なお、本事業終了後も同様とする。

(4) 経理

本事業に係る経理状況を明確にしておくとともに、委託者の求めに応じて説明すること。

7 著作権等

(1) 本業務により作成される成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、県に帰属するものとし、県が期間の制限なく無償で随時利用・複製できるものとする。

なお、これら二次利用に係る出演者等への許諾はあらかじめ受託者において得るものとする。

(2) 受託者は、本業務により作成される成果物について、県及び県が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、本業務の履行に関し、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵さないこと。

(4) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、県はその責任を負わない。

8 成果物の提出

(1) リーフレット

電子データにて（PDF 及び編集可能なデータ）納品すること。また、別紙1に掲げる各学校に対して、印刷物にて納品すること。

(2) 報告書

全ての業務内容を取りまとめ、電子データ（Excel、Word、PDF 等）で報告すること。

(3) その他

3（1）の業務にて作成したものがあ場合は電子データにて納品すること。

9 納品期限

8（1）については、令和8年1月30日（金）まで

8（2）（3）については、令和8年2月27日（金）まで

10 納品場所

和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁本館2階

和歌山県環境生活部 生活局 県民生活課

※リーフレットについては別紙1のとおり